

食安監発第0802001号

平成19年8月2日

各検疫所長殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公印省略)

### 米国産牛肉等の取扱いの徹底について

今般、韓国政府が、米国産牛肉の輸入時検査において、せき柱が含まれていることを発見したため、米国産牛肉の輸入手続を全面中止したとの情報を入手しました。

米国産牛肉については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により取り扱っているところですが、今般の事例を踏まえ、関係事業者に対して、上記通知記の3の趣旨に沿った対応について、改めて指導、周知されるようよろしくお願いします。

（参考）「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）（抜粋）

#### 記の3 輸入者等に対する指導事項

- ① 輸入にあたっては、当該品が対日輸出プログラムを遵守して処理され、AMSの製品リストに記載されていることを、輸出者に対して確認すること。
- ② 本邦への陸揚げ後の倉庫への搬入時においては、各梱包に貼付されたラベル等により、到着貨物と衛生証明書に記載された品目及び数量との整合性について確認すること。
- ③ 国内流通段階においては、梱包の内容と貼付されたラベルの同一性を確認する等、検品を徹底すること
- ④ ①から③において、問題を確認した場合には行政機関へ通報すること